

經濟論叢

第七十四卷 第三號

反帝國主義者ホブソン……………	靜 田 均	(1)
紡・織業の産業革命と女工の結核病……	三 島 康 雄	(19)
「抽象的・人間的労働」について……………	金 鐘 碩	(41)
日本鐵鋼業の成立と對外投資……………	小野 一 一 郎 難波 平 大 郎	(52)

[昭和二十九年九月]

京都大學經濟學會

紡・織業の産業革命と女工の結核病

三 島 康 雄

一 序 論

一九五三年秋の厚生省の全國調査によれば、全國民八六六〇萬人のうち、(A)重症の結核患者は二九二萬人(三・四%)、(B)無理な作業をすると發病・再發の危険のある者二六一萬人(三・二%)、(C)結核病の固つた跡が見られる者八四四萬人(九・八%)であり、合計一、三九七萬人(一六・三%)すなわち六人に一人という驚くべき多數の國民が結核病のために苦しみを受けている。(以上の數字は一九五四年三月一日付の「朝日新聞」による) 近年まで日本の結核死亡數は毎年一五萬人以上をかぞえ、文明諸國中最高の結核死亡率を示していた。最近、新藥の出現、外科手術の發達により、死亡數は著しく減少したが、患者の實數は増加の傾向にあり、問題の重要性は少しも減じていない。このような「病弱な産業豫備軍」の存在は、單に勞働問題のみならず、あらゆる社會問題に暗い影を投じている。結核病は別名を、資本主義病というるほどに、資本制生産と密接な關係をもつものであり、従つて結核病の問題は、醫學的・衛生學的な觀點だけから解決されるものではない。すなわち社會的・歴史的な國民生活の構造の中にこの問題解決の鍵がひそんでいるのである。このような視角のもとに、この小論において、日本を現在のような最

高の結核國たらしめた、もつとも有力な歴史的條件である産業資本確立期における紡・織業の勞働條件の成立過程を分析しようと思う。今まで、『結核女工』の問題は社會政策學・公衆衛生學で、部分的に論じられてきたが、私は包括的な歴史的立場から、單に大紡績業のみならず製糸業・織物業の零細工業を含めて検討することにする。

それに先立つて主要諸國の結核死亡率年次表を掲げると第一表の如くである。日本について若干の註釋を加えると、(1)明治三十三年には結核死亡率は一萬人につき一五・九人であつたが、(2)その後上昇を續けて三八年の日露戰爭時には二〇人のラインを突破し、その後漸増を續け、(3)第一次大戰が勃發するや異常な急上昇を見せて、遂に二五

(人口1萬人につき)

13	昭和2	5	7	10	14	18
19.3	19.3	18.5	17.9	19.0	21.6	23.0
8.7	7.9	7.1	6.2	5.5	4.7	4.2
10.6	9.7	8.9	8.3	7.0	6.2	6.0
12.0	9.3	7.8	7.5	7.2	5.0	~

人のラインを越え、(4)大正一〇年頃からのいわゆる慢性的不況の時代に入ると、二〇人前後の横ばい状態を續け、(5)滿洲事變が勃發した翌年の昭和七年の一七・九人を最低點として再び上昇に轉じ、(6)中日事變、第二次世界戰爭を通じて上昇を續け昭和一八年には、二三人に達している。又米・英・獨の他の文明國が、この四〇年間に著しく結核死亡率を減少しているのに、ひとり日本のみが上昇を續けていることに注目せねばならぬ。一般に資本主義の發展と共に、結核死亡率は、戦時には著しい上昇を示しながら、社會政策の實施、醫學の發達、衛生思想・設備の普及により、減少するのが普通であり、第一表の米・英・獨の數字はこのことを立證しているが、ただ日本のみは例外で、減少しないのみか、増加の傾向を見せている。このことこそ、日本の結核病とその社會的・歴史的背景との特異な連關を端的に示しているのである。なお、戦時に結核死亡率が著しく増加するの

第1表 年次別・主要國別結核死亡率

年次	國									
	明治33	36	38	40	42	大正2	5	7	10	
日本	15.9	18.3	20.1	19.8	22.7	20.9	22.0	25.3	21.3	
アメリカ	19.4	17.7	17.9	17.4	15.6	14.3	13.8	14.9	9.7	
イギリス	～	～	～	～	～	13.5	15.6	17.3	11.3	
ドイツ	～	～	～	～	～	14.2	16.2	23.0	13.6	

「結核統計資料」日本衛生統計協會發行 1頁より抜萃

は、戦争にともなつて必然的に起る軍需工場を中心とする勞働強化、軍事行動の増大による肉體負擔の増加、軍需インフレがもたらす實質賃金の低下による營養の不足などによる、健全な國民經濟の再生産の破壊が原因であることは、いうまでもない。

さて、結核病は古く人類の起源とその歴史を同じくするが、資本制生産が開始されるまでは社會病ではなく、わが國においては徳川封建社會の末にいたるまで「肺癆」という呼名をもつて存在したが、ただ江戸・大阪・京都などの大都市とその間を交通する街道すじの地方都市の一隅に、單に個人病として存在し、農村・山村・漁村などは結核病に對しては、ほとんど純然たる處女地帯であつた。これは感染者の一部の者がみが發病し、また發病者のうち、肺の病巢に空洞を有し結核菌を空中に撒布する者のみが他人への感染源になるといふ結核病の病理學的特徴によるものであり、このため、封鎖的な藩別地域經濟を基底とし、人馬の交流が比較的閑散な封建社會のもとにおいては、結核蔓延の條件は少なかつたからである。

明治六年の産業別人口構成によれば、七七・九%が農業人口であり、商・工・交通業人口は一九・〇%であつたから、(残りは貴族・僧侶などの非生産階級) 明治維新のころには、日本人の約八割は結核病に對して免疫性をもたない未感染者で

あつたと思われる。

しかし、ついにこの「蒼白き騎士」が飛躍的な進軍を開始する時がやつてきた。「文明開化」のスローガンのもと、あらゆる社會秩序は資本制生産への大道を進むように再編成されていつた。かくして官營軍需工場・化學工場・造船工場などの大工場は續々と政府によつて建設され、纖維産業は紡績を主導力とする棉作・紡績・綿織の三分化工程をもつ棉業と、製糸業を主導力とする養蠶・製糸・絹織の三分化工程をもつ絹業の二系列に編成替えされ、そして工業人口率は増加して都市へ集中し、新たに多數の工業都市が生まれた。このように資本主義の發展そのものが結核蔓延への劃期的な條件を形成してゆき、かくして當然結核は、まず東京・大阪などの大工業都市において猛威をふるつたが、その全國的蔓延に重要な役割を果したのが本論の主題である紡績・織物業（綿・絹）の特異な労働條件であつた。ゆえに、かかる労働條件を成立せしめた原因である本源的蓄積過程における紡・織業の成立・發展の過程を検討せねばならぬ。

いうまでもなく、明治一〇年代における本源的蓄積の過程は、寄生地主的土地所有をその基盤として行われ、資本の對極としての賃労働の創出は、零細農・小作人の増大という形で進行したために、英國のような自由なプロレタリアートの形成は、きわめて緩慢にしか進行しなかつた。しかし資本主義の展開とともに、農民の階層分化は進行し、自給的農村家内工業は破壊され、多くの家内副業の採用も貨幣經濟の侵透とともにその範圍をせばめ、農民の窮乏化は一層激しくなつて、老大な過剩人口を堆積していつた。これらの没落農民の娘たちは、家計補助のためにその頃産業界の花形として登場してきた紡績工場を中心に、その外郭部を形成する織物・製糸業のマニユファクチュア・家内工業に「工女」として、ぞくぞくと身を投じた。彼女たちの労働は、三年前後の契約期間を終えた後

は、農村の親元へ歸郷して農家の主婦としての生活を始めるべく豫定した、典型的な出稼型労働であつた。この出稼型労働は、當然に彼女たちの労働意識の上に反映し、無智にして幼稚な彼女たちの頭脳には近代的な賃労働者としてのプライドも團結意識も生まれず、特異な前近代的エトスの下に、容易に『低賃金・過度労働』の原生的・身分的労働条件のなかに束縛されていつた。一方、紡績資本の側からみれば、明治絶對主義政府による堺・愛知・廣島の三官紡績工場の拂下げを始めとし、二、〇〇〇錘紡績機械一〇基の輸入・拂下げなどの手厚い保護政策のもとに、資本の本源的蓄積は強力に遂行されたが、このそびえ立つ輸入紡績大工場の巨大な生産力と、寄生地的土地所有制による零細農民を主とする國內市場の狭隘性との矛盾は、早くも明治二三年に綿業を中心とする恐慌を勃發せしめた。この解決は隣接諸國への強行輸出へと向わざるをえず、中國・朝鮮市場では、インド・イギリス棉業の競争を排除して進まねばならなかつた。そして日清戦争の勝利の結果、朝鮮市場の獨占と中國市場開拓により、紡・織業は輸出産業としての地位を確立し、熱狂的な景氣に見舞われ、晝夜兼行の操業を行つても需要に應ずることができないほどになつた。その上、大機械制工場を天下りに輸入して、未熟な段階にある産業を高度の資本主義に急いで確立せねばならなかつた後進國的な明治期經濟構造のよわさのため、あらゆる種類の新機械が無秩序につきつぎと輸入され、そのため舊式な機械の相對的磨滅にたいする資本家の恐怖は非常に大きく、すみやかに投下資本を回収しようとする纖維産業資本家の慾求は、労働時間の超生理的延長となつて現われた。このようにして、本源的蓄積期における日本の特質の二側面、すなわち出稼型賃労働者の前近代的エトスと、始めて世界市場という華やかな檜舞臺におどり出た、産業資本確立期の纖維産業資本家の利潤獲得への強い慾求が交錯したところに、女工の原生的・肉體消磨的労働條件が成立したのである。

- (1) 平野義太郎「日本資本主義社會の機構」一二頁。
- (2) 大河内一男「黎明期の日本勞働運動」八一—一六頁參照。

二 肉體消磨的勞働條件と結核病

明治三〇年代における紡・織業ならびに女工の産業界・勞働界にしめる割合をみると、明治三三年において、『生糸、紡績及織物ノ三工場ハ纖維工場總數ノ九割九分ヲ占メ、之ヲ各種ノ工場總數ニ對比スルモ尙其ノ六割三步ニ當リ、職工數ニ於テハ其ノ六割一步ニ當ル、由是觀之本邦ニ於ケル工場ノ大部分ハ纖維工場ニシテ、而モ生絲工場紡績工場及織物工場ヨリ成ルモノト言フヲ得ヘシ』すなわち紡・織業は全産業界の六三%をしめ、『職工總數約三十四萬二千人ノ内、男工十二萬二千人即チ僅カニ三割五歩強、女工ハ二十二萬人即チ六割四分強ニ當ル、由是觀之現時ノ工場勞働ハ主トシテ女工ニ依テ行ハルルモノタルヲ知ルヘシ』とあるのにより、當時の勞働人口構成における女工の比率の重要さがうかがわれる。さらにこれを纖維三業についてみれば、明治三三—三六年において女工の比率は、紡績業では七五%から八三%⁶⁾（三重紡績・大阪紡績・鐘ヶ淵紡績・平野紡績・東京紡績その他一六工場調査）製絲業では九二—一三%⁷⁾（長野縣の二〇五工場調査）織物業では八〇%—一〇〇%⁸⁾（全國調査）であつて、紡・織業の勞働者中における女工の壓倒的地位を示している。この比率は、日露戰爭を経て産業界が獨占資本主義の段階に達しても變らず、明治四三年農商務省發表によれば、職工總數は六九四、一七一人で、染織工場に四四二、一六九人（六三%）が集中し、そのうち女工は三八一、二七三人（纖維勞働者中八六%）であつた。このように明治後半期に女工は勞働界の重要な地位をしめ、その勞働條件の如何は、當時の勞働問題の中心をなしていたのである。そもそも自然

的・純生理的限界をすら超える勞働力の磨耗は、本源的蓄積期とそれに續く産業資本確立期における勞働條件を特徴づけるものであるが、これから日本の産業革命時代における紡・織業の女工の原生的勞働條件と、結核病の蔓延との關係を見てみよう。

- (3) 農商務省「工場調査要領」第二版（明治三七年刊）三頁。
- (4) 同上七頁。
- (5)(6)(7) 土屋喬雄校閲「職工事情」第一卷（生活社版）六一—一〇頁、一六二頁、二一七頁。
- (8) 農商務省「工場及び職工」（大河内前掲書二三頁より引用）。

A 勞働時間

紡績工場においては、晝・夜業の二交替制を原則とし、「勞働時間は十二時間、即ち晝間業を操るは朝六時より晚の六時まで、夜業に出づるは午後六時より午前六時迄は通例なるが如し⁹⁾」であつたが、「徹夜業へ一般職工ノ堪へ難キ所ナルヲ以テ、夜業ニハ缺勤者多ク、操業上必要ナル人員ヲ缺ク場合多シ、茲ニ於テカ晝業ヲ終ヘテ歸ラントスル職工中ニ就キ居殘リヲ命ジ、遂ニ翌朝ニ至ルマデ二十四時間ノ立業ニ從事セシムルコト往々之アリ、甚シキニ至リテハ尙此工女ヲシテ翌日ノ晝業ニ從事セシメ、通シテ三十六時間ニ及フコト¹⁰⁾」も、しばしばあつたことは、日本近代史上あまりにも有名である。生絲マニユファクチュアにおいては、勞働は主として晝業であつたが、「地方ニヨリ日出ヨリ日没ニ至ル迄ヲ就業時間トナスモノアレトモ、或ハ日出前ニ始業シ、或ハ夜業ヲナシ、冬期ト雖モ十三四時間乃至十五六時間ニ至ルモノアリ¹¹⁾」最もひどい所では、「毎日ノ勞働時間ハ決シテ十三四時間ヲ降ルコトナク、長キハ七八時間ニ達スルコトモ亦之ナシト言フヘカラス、……殊ニ諏訪地方ニ於テハ此事實ノ顯著ナルモノアリ、抑モ此ノ地方ニ於ケル生糸工場ノ勞働時間ノ長キコトハ全國ニ冠タリ、毎日平均十五時間ヲ下ラサルヘ

シ、加之ナラス市場ノ好況ヲ呈スルニ及ヘハ、頻ニ勞働時間ヲ延長シテ其生産額ヲ増加センコトヲノミ之レ務メ、一日ノ勞働ハ十八時間ニ達スルコト屢々之レアリトス。¹²⁾ さらに零細マニユファクチュア・問屋制家内工業の混在が支配的形態であつた織物業においては、『日出後ニ初マリ日没前ニ終リ、其時間十二三時間ナルモノハ最モ短カキモノニシテ、日出後ニ初マリ午後九時又ハ十二時ニ終リ、其時間十五六時間ナルアリ、之レ多數織物工場ニ於ケル勞働時間トス、中ニハ一日十七八時間ノ勞働ヲ爲サシムル處アリ』と「職工事情」は、雄辯に女工の勞働時間を描いているが、實に紡・織業においては短かくても一二時間、長きは一八時間にわたる生理的限界を超えた勞働時間が強制されていたのであつて、このような長時間勞働が毎日くり返されるときは、残された時間から推計される睡眠時間・休養時間はあまりにも短かく、疲勞は疲勞の上に重なり、健全な肉體のエネルギーの再生産は行われず、結核病の發病の第一條件である疲勞の累積が短時日のうちに進行したことは、火を見るよりも明らかである。さらに紡績業の連續徹夜業は、生糸マニユファクチュア・織物家内工業に較べて、組織的な機械體系をもつ近代的大工場であつたため、紡績女工は機械生産の總過程の附隨物として、勞働の密度は一層他よりも高く、また日光浴の機會も少ないから、衛生に悪影響をもたらしうることが甚だしく、『試みに早朝工場に赴き、夜業を終つて工場を出る所の女工を見れば顔容蒼白、形容枯槁ならざるものは殆ど之なし、殊に幼者に至つては更らに一層の甚しきを加へ觀る者をして覺えず顔を蔽はしむるなり』¹³⁾ という状態であつた。たとえ一二時間の勞働時間でも、紡績の連續徹夜業が結核の發病の最も重要な原因であつたことは後に述べるごとく明らかである。

(9) 横山源之助「日本の下層社會」岩波文庫版一六二頁。

(10) 前掲「職工事情」第一卷二六頁。(11) 「工場調査要領」二五頁。

- (14) 「職工事情」第一卷一七三—四頁。 (15) 同上 二三〇頁。
 (14) 桑田熊藏博士「工場法と勞働保險」三二六頁(名和統一「日本紡績業の史的分析」三八二頁より引用)。

B 營養量

勞働者の攝取する營養の質と量を規定するのは、勞賃の水準である。ゆえに女工の食事について見る前に、その賃金水準を検討しなければならぬ。前記のごとく、大陸市場における英・印綿絲布との競争を排除して進まねばならなかつた日本紡績業の唯一の武器は低コストであり、したがつて『印度以下の低賃金』(山田盛太郎「日本資本主義分析」二四頁)と稱せられる低賃金水準が、その基礎にあつたことは衆知のごとくである。第二表をみると、紡績女

第2表 紡績業・軍需工廠賃金表
 (明治39年)

會社名	男女別平均日給額 (單位・錢)	
	男	女
東京紡績 K・K	43.0	21.2
	46.4	25.4
鐘淵紡績 K・K	40.2	19.4
	48.0	21.0
東京瓦斯紡績 K・K	33.8	21.2
	83.0	28.0
富士紡績 K・K	59.0	25.0
	40.0	21.7
全國紡績平均	83.0	28.0
	59.0	25.0
東京砲兵工廠	40.0	21.7
	40.0	21.7
大阪砲兵工廠	40.0	21.7
	40.0	21.7
印刷局	40.0	21.7
	40.0	21.7

『唯物論研究』1935年5月號 86頁

工の日給は一九錢——二一錢が大部分であり、男工の半分以上であつて、砲兵工廠・印刷局の女工より約二割の低水準であつた。製糸・織物業が紡績業よりさらに低かつたことはいうまでもない。このような低賃金の中から支出される食費は、紡績業において『寄宿職工へ通常只食料ヲ負擔セルノミ、其他ハ總ベテ工業主ノ支出スル處ナリ、食料ハ毎日六錢乃至八錢ニシテ、工業主ハ一人ニ付約一、二錢ノ補充ヲ爲シ之ヲ賄フヲ普通』¹⁰⁾とした。その内容は、献立表によれば、朝食は香の物のみが大部分であり、良好な場合でさえこれに味噌汁がついていただけで、晝・夜食は野菜・乾瓢・干切・高野豆腐・

昆布などの乾物類（このうち一品又は二品）を主とし、五日に一度の割で目刺・鯖などをつけた副食があるだけであつた。製絲業においては、『食物へ概シテ粗悪ナリ、副食物へ味噌汁ト漬物トヲ常例トシ、時々野菜ヲ給ス、稀ニ乾魚ヲ與フルコトアリ』¹⁷⁾織物業においては、『食物へ一般ニ粗悪ニシテ、飯ハ米七麥三ノ如キハ上等ニシテ普通ハ米三分麥七分ナリ、副食物へ味噌汁、澤庵及ビ菜・大根・芋等ノ煮付トス』¹⁸⁾るが、特に桐生・足利地方においては、『かれ等が日々食する所の食物と言へば、飯は米と麥と等分にせるワリ飯、朝と晩は汁あれども晝食には菜なく、しかも汁というも、特に鹽辛くせる味噌汁の中へ入りたるは通例茶葉、秋に入れば大根の刻みたるものありとせば、即ち是れ珍膳佳殺』¹⁹⁾とする状態であり、美濃・尾張地方では毎食、香の物もしくは味噌汁であつて、『肴ハ一日、十五日ノ二回晝飯ニ干物ヲ添ユルノミ、生魚ヲ供スルハ年一回海老壽講ノ日ナリト言フ……尾張地方郡部ノ機業場ニ至レハ其食物ハ甚タ粗ナリ、十月ヨリ十二月ノ間ハ毎朝薩摩芋ヲ湯ニテ煮立テタルヲ與ヘ、又夕飯ニハ雜炊ヲ與ヘル所多シ』²⁰⁾と。これらの食事において、一二時間——一八時間という長時間労働にたいして、カロリー・蛋白質（特に重労働に必要な動物性の）・脂肪・無機物・ビタミンのすべての營養素が極度の不足をつけていることは一目瞭然である。しかも、工場において食事時間は三〇分ときめてはあるが、實際は『三〇分も休憩してゐると言う様な事をしたら監督者に睨まれる。誰しも監督者の目付きの穩和な事を望むので落ち着いて食事もしつとして居られぬ。中にはお握りを傍に置いて食ひながら糸を紡ぐ或いは布を織つて居る所も無きにしもあら』²¹⁾ざるゆゑに營養の吸収すこぶる悪く、慢性胃腸障害を起し、そのため瘠せ細るものも多かつた。ここに女工が結核病にかされる第二の重要な原因がひそんでいたことを知ることができる。『三度三度に菜つ葉を食べて、何で絲目が出るものか』²²⁾という女工小唄の文句は、このような待遇にたいする彼女たちの精一杯のレジスタンスであつた。

(15)(16) 「職工事情」第一卷一四一—一五頁。(17) 同上 二〇三頁。(18)(19) 同上 三〇五—七頁。

(20) 横山源之助「日本の下層社會」九九頁。

(21) 石原修「新稿労働衛生」(大正一五年杉山書店刊)二七三頁。

(22) 細井和喜藏「女工哀史」(大正一四年改造社版)一九三頁。

C 勞働環境

清淨で適當な濕氣と溫度をふくんだ大氣を呼吸することは、呼吸器の衛生にとつて第一條件であるが、「紡績工場等ノ或部分ニ於テハ多量ノ塵埃粉末ヲ飛散シ、近隣又ハ職工徒弟ニ危害ヲ生スルノ虞多キモ、之カ豫防ノ設備方
法完カラサルモノ多シ、職工徒弟ハ場内ニ塵埃充滿シテ咫尺ヲ辨セサルニ至ルモ、僅ニ手拭ヲ以テ鼻口ヲ覆フ位ニ
止レリ、……周圍ノ窓ハ操業上支障アリトノ故ヲ以テ會テ之ヲ開クコトナク、或ハ之ヲ嵌メ殺シト爲セルアリ」²³⁾ 濕
氣については「棉纖維に濕氣を與へるとその強度を増し作業が容易で能率の増進が計れると言ふ論據からして保健
の點などはいささかも考慮に置かず綿糸紡織工場では甚だしい濕度を有たせるのが常だ。噴霧器の數は凡そ床面八
坪くらひに各一個を十呎以上の高處に取付け、高水壓で間斷なく水を吹き出すのである。これが殆ど細霧狀となつ
て空氣に飽和して行くのだからたまらない……着物や頭髮は年中しつとりとしめつてゐる」²⁴⁾ 溫度についてみれば、
「平均溫度六十五度以上、酷暑の時と雖も五十度を降るやうなことは減多になく……夏季には密集した人體の熱と
機械の熱と原動機の熱と太陽の熱とが加はる故、その焦熱地獄の苦しさは想像以上だ」²⁵⁾と。以上の引例により明らか
なように、紡・織工場においては、衛生設備に要する不變資本を節約して、利潤を増大するために、勞働環境を
衛生的に調節する技術に對する考慮は全く拂われていなかつた。

(26) 「工場調査要領」二二頁。(27)(28) 「女工哀史」二、〇頁。

以上のべたような劣悪な労働条件の中で生活を余儀なくされた女工の肉體は、急激に消耗し、いわゆる慢性産業疲労と呼ばれる状態におちいり、病氣に對する抵抗力を失い、結核菌の魔手に最もおかされやすい條件を醸成したのである。これを明らかに示すのは第三表に見られる體重の減少である。一晝夜業の二週間後にこれだけの減少を見るのであるから、一年後・二年後の結果はいわずして明らかである。一衛生學者

第3表 一晝・夜業後の女工の體重表

	A會社(81人)	B會社(95人)
1人平均體重	36.659 kg	45.722 kg
夜業7日後	-0.638 kg	-0.576 kg
晝業7日後	+0.259 kg	+0.508 kg
合計	-0.379 kg	-0.068 kg

「職工問題資料C58」6頁(貫をkgに換算)

の言をかりれば、『婦人労働者の年齢別疾病率は一四歳を最高とし、漸次に低下し、一九歳に至つて最低に達する。爾後多少増高するがその程度は大きくはない』²⁰⁾のであるが、『是等女工ノ割合ヲ擧クレハ、十四歳未満ノ少年女工ハ女工總數ノ約一割六歩、十四歳以上二十歳未満ノ女工ハ約四割九歩、二十歳以上ノ女工ハ約三割四歩ナリ(生絲工場)……其ノ割合ハ、十四歳未満ノ者ハ女工總數ノ約一割二歩、十四歳以上二十歳未満ノ女工ハ約四割七歩、二十歳以上ノ女工ハ約四割一歩ニシテ、其ノ内半數ハ二十歳乃至二十五歳ナリ(紡績工場)』と未成年労働者が全數の六割——六割五分をしめていたから、これらの未成熟な肉體に及ぼす影響は測り知れぬものがあつた。このように慢性的に衰弱しきつた肉體が、なんらかの機會に結核菌に感

染した場合、その結果は言わずして明らかである。そこで更に寄宿舎における彼女たちの生活を見なければならぬ。

- (26) 暉峻義等「社會衛生」(社會政策大系第七卷)八八頁。
 (27) 「工場調査要領」一一頁。

D 寄宿舎における生活環境

出稼女工に對する寄宿舎の半強制的提供は、(女工の約七割は寄宿舎に收容されていた)、生活の統制・能率の増進・他工場よりの女工誘拐の防禦のため、經營上缺くことのできないものであつた。紡績大工場のみならず、中小織物・製絲工場においてもほとんど寄宿舎を持つていたが、その實體は、『長野・岐阜等においては獨立の家屋を設備しているものは極めて稀れてあり、或ひは工場建物の一部、或ひは仕事場の二階等、又甚しきは倉庫の一隅を仕切つて之に充ててゐるもの、又物置の二階を寄宿舎となし……宿舎としての第一條件たる、工場から分離された獨立の家屋たることは完全に缺除してゐた。』²⁸⁾そしてその内部を見ると、製糸業においては、『工女二人ニ對シ寢具一組(上下各一枚)ヲ給ス、室ニ押入モナク棚モナク、往々疊ニ代フルニ葎^{ヤシ}ヲ以テシタル處モアリ』²⁹⁾織物業においては、『晝間管卷・絲繰場ニ使用シ夜間是等器具ヲ取片付ケ寢所トスルモアリ……或ヒハ物置ノ一部ニシテ器械器具ノ散亂セル場所ヲ寄宿舎トナスモノアリ、特ニ寄宿舎ノ設ケアル所ニ於テモ其構造不完全ナルモノ多シ……往々二疊ニ付、三人位ニ當ルコトナキニアラス』³⁰⁾というひどい有様であつた。

比較的良好な状態にあつた紡績大工場の寄宿舎でも、『部屋の中も採光などの充分になつて居る所が少く多くは薄暗い状態になつて居り』³¹⁾『收容人員ハ一疊ニ付キ一人ノ割合ヲ普通トス……在室者ノ衣類・物品・雜品等各所ニ散在シ、掃除不行届ニシテ、室内ノ整理衛生上ノ注意ヲ缺ケルモノ多シ、寢具ハ工業主ノ貸與スル處ニシテ、一人ニ付、四布蒲團一枚又ハ二人ニ三枚ニシテ、冬期ニハ二人一組トナリ同衾スルヲ常ト』³²⁾し、夜業から歸つた女工たちは、『正午寄宿舎ヲ巡視セバ、室ニハ二十人三十人列ヲ爲シテ油ジメル蒲團ヲ上ニ蔽ヒ、或ハ十五六歳ナルモ身體ヲ露ハシ、枕ヲ落シテ眠リ居ル』³³⁾のであつた。そして連續徹夜業はさらにこの状態に拍車を加え、『寢室の面積に曇戻なる節約を加へ晝間工女の工場に出せし其の寢具に、夜間工女をして眠らしめ居るもの甚だ多し。二人一牀

の慣習は少しも變りなきなり。紡績に於ける寢具は冷却さるゝの時全くなきなり³⁴⁾であるから、一日中閉め通して日光と風は全く入る余地がなく、結局二四時間の間、四人で同じ蒲團を使い通すことが多かつた。このように女工達は、不潔な居室に一人一疊またはそれ以上の割合に詰めこまれて、晝も夜も同じ寢床に同衾し、また身體を擦り合わせて寝ていたのであるが、もしそのうち一人の開放性結核患者がいて、肺内の空洞から結核菌を喀出した場合に、農村出身の結核菌に對して免疫性をもたない彼女たちに、みるみるうちに濃厚感染したであろうことは火を見るよりも明らかである。このような生活條件においては、結核病にかからない方が不思議なほどである。しかも病氣解雇・逃亡などのため女工の出入りはすこぶる頻繁で、九ヶ月経てば殆んど全員の顔ぶれが交替する³⁵⁾ありさまであつたから、一つの寢具は數人の女工に受けつがれてゆき、その弊は一層促進されたのであつた。

以上で労働時間・栄養量・労働環境・生活環境の各面より、明治三〇年代における女工の労働條件と結核との關係を検討したのであるが、いずれの面から見ても、紡・織業における女工の生活は、肺結核の傳染・蔓延の最良の温床であつたと結論しても、決して過言ではない。このようにして結核患者は續々と發生した。高熱と激しい咳に苦しみながら、見る影もなくやつれ果てた身體を工場へ追い立てられる『お芳の話』(『女工哀史』一七九頁)は、この悲惨な「結核女工」の運命を、われわれの眼前に髣髴とさせるに充分である。

⑧ 風早八十二「日本社會政策史」(日本評論社版) 七七頁。

⑨ 横山源之助「日本の下層社會」(岩波文庫版) 一七六頁。

⑩ 「職工事情」第一卷二〇二頁、三〇二頁。

⑪ 「職工問題資料Cノ五」九一—一〇頁。

⑫ 石原修「新稿労働衛生」二八二頁。

⑬ 「日本紡績聯合會月報」二五四號八頁。

⑭ 「職工事情」第一卷一四一頁。

三 工場から農村への結核の蔓延

都市に家庭を持たない出稼女工が結核に侵された場合、彼女たちの多くは、不具癡疾者として誡首され、歸郷の道をたどるほかはなかつた。第四表を見ると、明治三〇年直後には工場中の死亡者の結核病の率は〇・三七五、病氣解雇者中の結核病の率は〇・四

第4表 工場死亡者・未治解雇者中の結核の率

		明治31—35年 合計	明治39—41年 平均
紡績工場寄宿舎 死亡者中結核の率	肺結核	72人	140.0人
	肺結核の疑ある者	17人	56.5人
	その他の結核病	22人	29.7人
	合計	111人	226.2人
	全疾病合計	296人	424.0人
	結核病の率	0.375	0.533
紡績工場未治解雇者中結核の率	肺結核	280人	861.4人
	肺結核の疑ある者	296人	265.3人
	その他の結核病	43人	39.0人
	合計	619人	665.7人
	全疾病合計	1409人	1175.0人
	結核病の率	0.438	0.566

明治31—35年の数字は「職工事情」第一巻 99—101頁の表より算出

明治39—41年の数字は農商務省商工局編「工場衛生調査資料」（明治43年刊）3—6頁より算出

三八であつたのが、明治四〇年前後になると、それぞれ〇・五三、〇・五六と著しい上昇率を示している。また第五表により、紡績工場寄宿女工の全人数中の結核死亡者の率と、一般結核死亡率を比較すると、前者は後者よりも著しく高率であり、その差は年と共に大きくなつていのが見られる。このことは、『本邦人一般の結核死亡率は、死亡千中男一四一、女一四二・八である。然るに工業従事者に於ては男二五七、女二八四の成績である。之の專を

第5表 結核による一般死亡率と工場内死亡率の比較表 (1万人につき)

年次	死亡率	工場内死亡率	一般死亡率
明治33年		36.8人	15.9人
34年		26.0人	16.8人
35年		35.4人	17.9人
39-41年平均		47.4人	19.9人

工場内は「職工事情」第一巻101-9頁の表より算出、一般死亡率は「結核統計資料」1頁の表より引用

第6表 肺結核の結末に至る1人平均日數表

	未治解雇	死亡	治愈
男	68.0日	67.6日	40.2日
女	26.6日	61.7日	31.4日
平均	32.3日	63.6日	33.6日

「職工問題資料」C76 7頁 (大正6年)

以てしても我國の工業と結核との關係の深い事を知り得る』³⁶⁾ という農商務省工場監督官の言葉によつても立證されている。

これらの結核女工がたどつた経過を第六表によつて見ると、結核患者は通常、發病後死亡に至るまで最低一年を要するのであるが、彼女たちは死亡の二ヶ月前までは健康人として、勞働を強制され、また完全治愈に至るまでに最低二年から三年の時日を要するにもかかわらず、わずか一ヶ月で治愈という判定を下され、また未治解雇になる者は、發病の診斷後一ヶ月たらず

で、工場を追われたのであつた。そして女工の治愈・死亡・解雇に至る経過日數は、男工よりも常に相當短かいことに注目しなければならぬ。³⁷⁾ さて紡・織工場から諸種の理由で歸郷した者は、明治四三年には出稼人員一、〇〇〇人に對し三三九人の制であつたが、その歸郷原因調査によれば、『疾病ノタメ歸郷シタルモノ二四%、勞働ニ堪エ難ナルモノ五%』³⁸⁾ すなわち歸郷女工中約三〇%は、病氣のため廢疾者となつて工場を追われ、あるいは廢疾者となる一步手前でそれ以上の勞働に堪へ兼ねて逃げ歸つた者であり、この疾病歸郷女工中、實に二一%は故郷に歸つて一、二年のうちに死亡したのであつた。第七表により、四三年中に歸郷・死亡した者の業務別・病名別の比較數を見る

第7表 歸郷・死亡女工の業務別・病名別
比較表 (明治43年)

	紡績	生絲	織物
肺結核	41.3%	37.3%	35.4%
その他の結核	31.2%	33.4%	29.2%
合計	72.5%	70.7%	64.6%

石原修「新稿労働衛生」303頁（「その他の結核」には肺結核の疑ある者も含む）

第8表 工場内死亡女工の業務別・病名別
比較表 (明治39—41年平均)

	紡績	生絲	織物
肺結核	34.5%	16.5%	16.3%
その他の結核	19.7%	18.0%	16.3%
合計	54.2%	34.5%	32.6%

石原修「新稿労働衛生」306頁（「その他の結核」には肺結核の疑ある者も含む）

「二％は結核であつた。」⁴¹⁾ また大正一二年には、「縣外工場から病氣歸郷した女工六六三人中結核患者は一二五人、これは全人員の一九％を占め、歸郷死亡者中の七一％は結核であつた。」⁴²⁾

さらに一二時間の連續徹夜業を強行する紡績業と、一二—一八時間の長時間労働を行う製糸・織物業の女工の結核に及ぼす影響を見ると、第七表においても紡績業は他にぬきんてゐるが、第八表の工場内における女工死亡者の業務別・病名表でも、紡績業の他の二部門に對する高率は壓倒的であり、一二—一八時間の超生理的な長時間労働でさえ、紡績業の連續徹夜業よりは、「結核女工」の生産に對してより良い状態にあつたといえるのである。

⑥ 職工問題資料C百貳拾貳「一一頁（古瀨醫學士譯） ⑦ 石原修「新稿労働衛生」二九〇頁。

と、實に歸郷死亡女工中、六割五分から七割二分の者が、結核のために死んでゐる。これは内閣統計局の調査であるが、岡實氏の計算によれば八三％となつており、一般にはこのくらいの高率であつたことが想像される。このような状態は明治末期だけではなく、その後も引續いて見られたのであり、たとえば大正七年における岐阜縣當局の調査によると、「縣外工場から病氣のため歸郷した女工六二四人中、結核患者は一九〇人で全體の三八％に當り、病氣のため歸郷し死亡したものの八

(98) 岡實「工場法論」(大正二年有斐閣刊)四八九—九〇頁の表より算出。
 (99) 「名古屋醫學會雜誌」昭和一四年三月號 丸山頼久氏論文五五二頁。

このようにして工場で大量に生産された結核女工は、各自の郷里に引あげたわけであるが、當時はまだ勞働市場が確立されていなかつたので、紡績會社は新勞働源を求めるために募集業者を全國に派遣していたから、女工は全國の農・漁・山村の假地のすみずみに至るまで、その出身地を持つていた。したがつて結核女工が病身を提げて歸る先もまた全國にわたつていた。彼女たちを待ち受けていたものは、ますます貧困の中に呻吟する没落零細農、あるいは傳來の田畑をも手放して小作農に轉落したその父兄であつて、傷心と病軀を提げて歸郷した少女たちを療養せしむるにたる部屋も、營養も、安靜も、充分に提供される筈はなかつた。そして愚昧な因襲と、衛生に對する無智識と、極度に低い生活水準と、封建的な家庭および農村社會における婦人の地位の劣悪性と、集約的農業による農民の過度勞働などは、相まつて農村に結核を蔓延させるのに役立つた。『伊賀の一部落て五十戸ばかりの所がありました。村の若者の一人が紡績の職

人につき・大正九年)

36~40	41~45	46~50	51~55
21.5	20.3	20.1	22.4
23.2	19.5	15.8	15.9

工に出た所が、間もなく結核に不幸にも罹りて歸郷して死亡しました。其後五ヶ年間に三十名ばかり結核死亡者が出來た。』また東北地方においても、『山形縣には私の恩師や先輩がありますが、其の人達の御話を聞くと、實に驚きます。出稼人中工場への出稼人が病氣で歸るのは主として結核であります。其の爲めに一家全滅した例は少なくないさうであります。又宮城縣の山奥から女が出稼に出て居りますが、或る年に三十人ばかり歸つて來ました。其内十五人は結核患者であつた例もあります。』¹⁴⁾という悲劇はいたる所ぞ演

第9表 男女別・年齢別結核死亡率 (人口1萬)

性	年齢						
	0~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~35
男	11.1	5.9	7.9	34.3	45.2	34.2	26.0
女	10.4	8.3	20.0	53.9	50.3	40.3	30.2

「結核統計資料」16頁より抜萃

じられた。出稼人の中でも、壓倒的に數が多かつた女性が男性よりも多くの犠牲を拂つたことはいうまでもなく、『實ニ余ガ郷里ニ於ケル村落ノ如キハ其ノ適例デアツテ、一時少女ノ工場出稼ギト共ニ、暫クニシテ肺結核部落ト變化シタノデアアル。其他一般ニ統計上出稼女工ノ多キ地方ニハ結核蔓延ノ度甚シク若年ノ死亡率男子ニ比シテ甚ダ高率ナルヲ常トスル。例ヘバ彼ノ長野縣ニ於イテハ結核病ノ死亡者男子千人ニ就キ女子千五百人、岐阜縣ニ於イテハ男子七百人ニ就キ女子千百余人ノ割合デアアル。就中其最モ甚シキモノハ飛騨ノ國デアツテ、輒近ニ至ツテ十五歳乃至二十五歳ノ女子ノ死亡率ハ男子ノ二倍半以上ニ達シタノデアアル。』⁴⁵⁾このような悲惨な事態は全國的に展開され、歸郷女工は自ら血を啜りて昇天すると共に、有力な感染源となつて結核菌を撒布し、當時また結核に對して處女地帶であつた多くの農・山村は、次々と『蒼白き騎士』の攻略を受けて、『農村結核』という言葉が恐怖感をもつて流行するに至つた。府縣別結核死亡率統計において、大正初期には東京・京都・大阪の三大都市が一・二・三位を占めていたが、大正末期では石川・福井が一、三位に躍進し、北海道・群馬・岐阜・滋賀・徳島・愛媛などの農業縣は著しい上昇を示している。昭和一〇年頃には、東京・京都・大阪・兵庫・福岡・愛知などの工業プロツクは死亡率を減少または横ばいを示しているのに、北海道・東北六縣・九州・四國・中國の農業プロツクの大部分の縣はさらに上昇をみせている。(以上の順位は、「結核統計資料」四四一—五二頁の表による。)

第10表 英國の性別・年齢別・年次別結核死亡率

年次	年齢		15~20	21~25	26~35	36~45	46~55	56~65	66~75
	1851—60年	男	女	24.0	40.5	40.3	40.2	38.4	33.5
平均	男	女	35.2	43.0	45.8	41.9	31.3	23.9	16.4
1901年	男	女	8.0	16.7	21.5	28.9	31.3	25.2	15.9
	男	女	10.0	12.9	16.4	18.6	14.9	11.2	8.3

「唯物論研究」第33號 94頁（宮本忍氏論文より）

第九表によれば、全國平均の女性の結核死亡曲線は、一〇歳頃から急上昇して男性死亡曲線を追い抜き、一五——二〇歳頃に最高點（人口一萬人につき五三・九人）に達し、二〇——二五歳の頃は男性の最高點（四五・二人）を相當に上廻り、以後漸落して四〇歳をすぎた頃に男性曲線を下廻つてゐる。このように、生産年齢人口階層（二〇—四〇歳）において女性の方が男性より遙かに高率であること、ならびに男性の方は二〇——二五歳にピークを持つに反し、女性の死亡率が一五——二〇歳の間にピークを有することは、『生物學的に女子の方が結核に罹患し易いと言ふ確證はない。』⁴⁶⁾と多くの醫學者が断定してゐるのであるから、本論で述べてきた日本の半封建的な社會における女性の（特に農村の）生産勞働に加うるに家事勞働の負擔、ならびに幼年・未成年女子勞働者に對する紡績業の連續徹夜業を中心とする織維産業の、『肉體消磨的勞働條件』（山田盛太郎「日本資本主義分析」二五頁）が日本人の結核死亡に對し、いかに大きな意味を持つていたかを示してゐる。そして「消磨された肉體」に結核菌が侵入し、浸潤し、破壊し、遂にこれを死に至らしめる過程が、このような劣悪な勞働條件の必然的歸結であることを認識するべきである。またその歴史的前提として、勞働意識がきわめて劣弱で、流動常なき出稼女工という勞働型態を出現せしめ、農村に前近代的な社會—生産關係を溫存せしめた、日本資本主義の特異な機構が大きな意味を持つてゐること

を見逃してはならない。ちなみに第一〇表により英國の場合を見れば、一八五一—六〇年平均では、一五歳より四五歳まで女性の方が男性よりも高率を示しており、第九表の日本（一九二〇年）と同じ型を示しているが、一九〇一年（明治三四年）には、二〇歳以上七五歳に至るまでいずれの年齢階層を見ても、女性の死亡率は男性のそれるかに下廻っている。これは、英國においては一九世紀の後半以来、衛生設備の改善と共に民主主義的社會關係が確立されて、二〇世紀初頭には女性の相對的な社會的立場の優位がこのような結果を生じさせたものであると考えられる。（もつとも、日本においても終戦後は女性が男性を下廻っている。）

(例) 「職工問題資料C五十五」六頁（農商務省工場監督官某氏稿）。

(例) 「工場衛生資料」一八頁 戸田正三氏論文（前掲風早八十二「日本社會政策史」八五頁より引用）。

(例) 古澤嘉夫「婦人勞務者保護」九一頁。

四 結 び

日本における最初の社會政策立法であつた工場法は、第二七帝國議會（明治四四年三月）を通過して公布された。しかし勞働者階級の未成熟のため、その内容は紡績資本家を主とする反對により、文字通り骨抜きにされ、一二歳未満の兒童勞働禁止・一五歳未満の男女勞働者の徹夜業禁止の徹底的原則さえ、多くの工場はその適用外におかれ、一五歳未満の者および女子の保護職工の勞働時間（原則一二時間）制限に幾多の重大な例外規定を設けて一四時間勞働を許容した。そればかりか、法施行は大正五年に延期され、工場法の眼目ともいへべき徹夜業禁止規定は、法施行後一五年間停止された。かくて連續徹夜業は昭和四年六月まで續けられた。

日清・日露の兩戰役で著しい躍進を遂げ、鮮・滿・支の市場を支配し、『産業の精華』^{フラー・オウ・イングストリー}の地位を獲得した紡・織業は、原棉問題の不利にもかかわらず、世界大戰およびその直後の戦争の打撃による歐洲紡績業の極度の不振に乗じて、インド・南米・南アフリカ・濠洲・南洋など世界市場に進出して黄金時代を築いたが、その舞臺裏では低賃金と、變ることなき連續徹夜業を中心とする原生的勞働關係が續けられ、入れ替り立ち替り短期間の出稼のために工場と農村を往復する米姫たちが、都市の工業地帯から日本全國の農村に結核菌をばら播く過程が、間斷なく續けられていつた。その當時世間で結核病のことを『アクステイル病』すなわち「紡・織病」と呼んでいたのは、この病氣の社會的本質をずばりと表現している。そして八幡製鐵所の開設（明治三四年）と共に、日本の生産手爰生産部門が本格的に確立され、生産構造が紡・織業を中心とする輕工業から重・化學工業へと重心を移行するとともに、問題は『女工の結核』から一般勞働者の結核へと擴大し、さらに勞働者階級から一般市民へと蔓延していつた。表面的には隆々たる發展を續けてゆく世界の驕兒『萬邦ニ比類ナキ帝國日本』を又練で透視してみれば、螢光板の上にはアリアリと投影されるものは、『萬邦ニ比類ナキ結核日本』であつた。